

2024年11月11日

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地  
株式会社十六フィナンシャルグループ  
代表取締役社長 池田直樹

## 中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2024年11月11日開催の当社取締役会において、第4期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

敬具

### 記

当社定款の規定に基づき、2024年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1株につき80円  
(普通配当80円)

2. 効力発生日ならびに支払開始日 2024年12月2日(月)

以上

---

### 中間配当金のお支払いにつきまして

- 全ての株主さまへ「第4期中間配当金計算書」を11月29日にお届けのご住所宛てに発送する予定でございます。
- 口座振込をご指定の株主さまには、12月2日付にてご指定の口座へお振込の手続きをいたします。
- 口座振込のご指定のない株主さまには、「第4期中間配当金領収証」を11月29日にお届けのご住所宛てに発送する予定でございます。